

# 令和7年度入所選考に係るお知らせ

令和6年11月末 交野市こども園課

----- もくじ -----

P1	1. 令和7年度の保育施設の新規開設・移転・保育時間変更等の予定 (1) 新規開設 (2) 施設移転 (3) 保育時間変更 (4) 小規模保育施設の「卒園時の連携施設」の追加
P2	2. 令和7年度入所選考の利用調整基準と提出書類 3. 令和7年4月入所選考のスケジュール 4. 令和7年4月入所選考に関して公表する情報 5. 令和7年4月入所選考の辞退(希望日変更)の手続き
P3	6. 令和7年4月入所選考の希望施設等の変更手続き 7. その他注意事項 (1) 入所内定を辞退した場合の取扱い (2) 申請内容の相違による「内定の取消し」と「辞退扱いによる減点」について
P4	(3) 交野市外の施設への入所を希望する場合(「広域入所」)の取扱い (4) 「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」際の手続き (5) 内定後の転園申請の取扱い
P5・6	令和7年度 利用調整基準表
P7・8	令和7年度 利用調整基準と提出書類

## 1. 令和7年度の保育施設の新規開設・移転・保育時間変更等の予定

### (1) 新規開設

令和7年4月に下表の施設が開設予定です。令和7年4月選考から希望施設として申請できます。  
希望施設に加えたい場合は令和6年12月2日(月)～27日(金)までに連絡してください。

施設名	施設種類	所在地	対象年齢	保育定員
開智こども園 (現：開智幼稚園)	認定こども園 (令和7年4月 幼稚園から認定こども園へ移行)	森南1-9-1	3歳児～5歳児	60人

### (2) 施設移転

令和7年4月に下表の施設が移転予定です。  
希望施設に加えたい場合、または希望施設から除きたい場合は令和6年12月27日(金)までに連絡してください。

施設名	現所在地	移転後所在地	移転時期(予定) ※1
第2きんもくせい保育園 (認定こども園)	郡津5-76-1	倉治8丁目(番地未定)	令和7年4月
天野が原保育園 (小規模保育施設)	天野が原町2-14-23	私市1丁目(番地未定)	令和7年度中 ※2

※1 移転時期は予定であり、建設等の進捗によりずれる可能性があります。

※2 これまで「令和7年4月以降」とお伝えしていましたが、移転時期が年度途中の予定になりました。

### (3) 保育時間変更 (令和8年度以降の予定も含む)

下表施設の保育時間が変わります。希望施設から除きたい場合は令和6年12月27日(金)までに連絡してください。

施設名	変更点
ほしのまち保育園 (保育所)	薄暮(18:30～19:00)の延長保育が令和7年3月末で終了します
ほしのうた保育園 (小規模保育施設)	
交野保育園 (認定こども園)	早朝(7:00～7:30)の延長保育が令和11年3月末で終了します

### (4) 小規模保育施設の「卒園時の連携施設」の追加 (令和8年度以降の予定も含む)

小規模保育施設名	現行の連携施設	変更後の連携施設	変更時期
さくら保育園	開智幼稚園(1号※)	開智こども園(1号および2号※)	令和7年4月
ぼっかぼか7丁目保育園	ひかりの子幼稚園(1号)	ひかりの子幼稚園(1号) みょうけん幼稚園(2号)	令和8年4月

※「1号」は教育認定児、「2号」は保育認定児について連携することをさします。

## 2. 令和7年度入所選考の利用調整基準と提出書類

令和7年4月入所選考から適用する利用調整基準（選考点数）は、P5・6「令和7年度利用調整基準表」のとおりです。各基準に対応する提出書類はP7・8「利用調整基準と提出書類」に記載のとおりですので、改めて確認し、新たに該当する内容がある場合は、必要な書類を令和6年12月27日（金）までに提出してください。

## 3. 令和7年4月入所選考のスケジュール

時期		1次選考（主たる選考）	2次選考（空き枠選考）※
令和6年	12月	↓ 受付期間 12月27日（金）17:30 変更申請の受付締切	
令和7年	1月	選考期間	↓ 受付期間
	2月	2月初旬 内定者に「内定通知」 2月中旬 内定者以外の方に「保留通知」 【内定者】交野市に内定に伴う書類を提出	希望施設等変更 ↓ 2月28日（金）17:30 変更申請の受付締切
	3月	【内定者】内定施設との面談等	3月中旬 内定者に「内定通知」 【内定者】内定施設との面談等 交野市に内定に伴う書類を提出
	4月	提出書類を審査 ⇒ 入所承諾(または内定取消) ⇒ 3月末「入所承諾書」発送 4月1日入所（入園）	

※ 2次選考は、1次選考の結果、内定辞退者及び欠員が生じた場合に実施します。

## 4. 令和7年4月入所選考に関して公表する情報

下表の情報を市ホームページ「保育施設の年度選考（4月入所選考）に関する情報掲載ページ」で公表します

11月末	令和5年4月入所選考・令和6年4月入所選考（過去2年）の内定者数
12月上旬（予定）	令和6年11月末時点の延べ申込者数
1月上旬（予定）	令和6年12月末時点の延べ申込者数



## 5. 令和7年4月入所選考の辞退（希望日変更）の手続き

令和7年2月・3月入所選考にかかる方で、令和7年4月入所選考を希望しない又は希望月を令和7年5月以降に変更したい場合は「令和7年4月入所選考の辞退・入所希望日変更申出書」を提出してください。

※令和7年2月・3月入所選考にかかる育児休業明け入所の方が、令和7年5月入所希望で令和7年4月選考にかかることを希望する場合も、上記手続きが必要です。

◆この手続きにより、以下①②が可能になります。

①4月選考において内定が出る可能性がなくなるため、「内定→内定辞退」となるリスクがなくなり、5月以降の入所選考において、内定辞退の際に適用される調整点（-5点）が適用されることはなくなります。

②本手続き後も、令和7年2月・3月入所選考で内定が出なかった場合の「入所保留証明書」は交付できます。

※ただし令和7年4月入所選考の入所保留証明書は発行できなくなりますのでご注意ください。

◆「令和7年4月入所選考の辞退・入所希望日変更申出書」の提出方法

※様式は上記4に記載のページ内にあります

提出期限：令和6年12月27日（金）17:30まで（窓口：平日9:00～17:30）

提出方法：こども園課窓口へ提出（持参）

※窓口で直接内容について説明・確認させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。

※申出書は保護者全員（父・母）の署名が必要です。

備考：期限までに提出がない場合は、令和7年4月入所選考の対象とします。

## 6. 令和7年4月入所選考の希望施設等の変更手続き

令和7年4月入所選考以降の希望施設および「きょうだい2人以上の申込希望状況」を変更したい場合は、令和6年12月27日(金)17:30までに、こども園課に連絡してください。

※2・3月選考と4月以降選考とで異なる申込内容にすることができます。

### 〈小規模保育施設を希望している2歳児の方へ〉

小規模保育施設への入所は2歳児までのため、現在2歳児(令和3年4月2日～令和4年4月1日生まれ)の方で小規模保育施設への入所を希望している方は、令和7年4月以降は小規模保育施設への入所希望は無効となります。

**※通知文「現在の申請内容」欄で、該当施設名に「★」をつけています**

そのため、令和7年4月入所選考以降の希望施設を変更しない場合、以下の取扱いとなりますのでご注意ください。

- ①無効となる施設については、希望施設から除外します。
- ②希望施設を除外する場合、希望順位の繰り上げは行いません。  
例：第1希望の施設を除外した後も、第2希望の施設は引き続き第2希望施設として取り扱います。  
つまり、同点の場合の優先順位の「希望する園(施設)の順位が高いもの」の希望順位は「第2希望」として扱います。
- ③除外する施設は、希望施設の数には含みません。  
例：5施設希望している内のひとつを除外した場合、希望施設数は4施設となります。  
つまり、同点の場合の優先順位の「希望する園(施設)の数が多いもの」の希望施設数は4施設とカウントします。  
また、調整点15番の「第5希望まで希望している場合」にも当てはまらなくなり、調整点の対象外になります。

## 7. その他注意事項

### (1) 入所内定を辞退した場合の取扱い

入所内定を辞退した場合は、年度内は保育を必要としないものとし、申請自体を取下げ扱いにします。

引き続き申請を希望する場合は、内定を辞退した日を起点とし、既存の申請書で再度受け付けますが、令和7年度中は入所内定を辞退したことによる調整点(−5点)が適用されます(P6調整点16)。

更に、辞退以降は、入所保留証明書も発行不可となります。

入所内定を辞退されることがないように、申請内容を改めて確認し、必要に応じて変更申請してください。

### ◆多子加算・多胎加算適用の方はご注意ください！！

きょうだいが同時に入所選考にかかり同時に内定した場合、そのうちひとりが内定を辞退すると、**多子加算または多胎加算(P16調整点11・12)を適用した他のきょうだいの内定は取消しとなります。**

### (2) 申請内容の相違による「内定の取消し」と「辞退扱いによる減点」について

令和7年4月入所選考は、令和6年12月27日(金)までに受け付けた申請内容で実施します。

内定が出た方には、改めて「保育の利用を必要とする証明書」等の提出を求め、申請内容と相違がないかを確認します。確認の結果、申請内容と入所内定時の状況が異なった場合(選考点数が下がる場合)は、「内定取消」となるとともに、「辞退扱い」となり令和7年度内の選考において調整点(−5点)が適用されます。

申請内容に変更がある場合は、必ず期限までに内容を変更してください。

### ◆内定取消となる例

#### ■就労時間が減少した

「月160時間(20点)」で申請(就労証明書を提出)していたが、入所内定後に提出された就労証明書は「月80時間(12点)」であった場合

⇒本来は「12点」で選考すべき内容であったため、申請内容の相違により「内定取消」と「調整点(−5点)の適用」となる。

#### ■「育児休業を終了し復職する場合」の調整点を適用していた場合に、元の会社に復職しなかった

申請時に育児休業を取得していた会社への復職ではなく、退職し、別の会社で就労する場合

⇒育児休業を取得した会社へスムーズに復職するための調整点であるため、申請内容の相違により「内定取消」と「調整点(−5点)の適用」となる。

### ◆ご確認ください！！

「就労予定」や「派遣社員で育児休業取得中」の方は、予め以下の点を雇用元に確認しておいてください。

①入所希望日から就労可能であるか。②内定後に提出する就労証明書等を作成してもらえるか。

※確認の結果、①②が不可能な場合は、申請内容を変更する必要があります。

### (3) 交野市外の施設への入所を希望する場合（「広域入所」）の取扱い

交野市外の施設に入所希望することもできますが、以下の点に注意してください。

- ①交野市を經由して希望施設の所在市区町村へ入所申込（広域入所依頼）を行います。  
市区町村により入所申込の期限等が異なりますので、必ずご自身でご確認の上、当該市区町村の期限までに交野市に申請してください（申請書類は基本的に交野市様式で提出してください）。
- ②入所選考は希望施設の所在市区町村が行い、結果については交野市から連絡します。  
市区町村によっては結果が出るのがかなり遅くなる（3月末）場合があります。
- ③入所内定する期間は、あくまで当該年度末までとなります。  
翌年度以降も入所継続したい場合は、改めて入所申請して選考にかかる必要があります。  
また、選考の結果、継続して入所ができない場合もあります。
- ④交野市内の施設と交野市外の施設を併せて希望することも可能ですが、市内施設より市外施設の希望順位が上位の場合は、市外施設の結果が出るまで市内施設の内定はお出しできません。  
また、市内施設より市外施設の希望順位が上位の場合は、調整点3番の対象外となります（P6参照）。

### (4) 「希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる」際の手続き

育児休業の延長も許容できる場合、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を提出することにより、以下①②が可能になります。

- ① マイナス調整点（-200点）を適用し、選考点数を下げて入所選考にかかれます。（P6調整点18番）
- ② 入所選考で内定が出なかった際には「入所保留証明書」が発行できます。

#### ◆マイナス調整点適用に関する留意事項

- ・ マイナス調整点が適用されている方は、入所希望日のひと月前の選考には参加できません。
- ・ マイナス調整点は、「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」を提出することにより適用を終了させることが可能です。

#### ◆マイナス調整点を適用・終了・取下げをするための手続き方法

<p>提出書類：<u>適用する場合</u> 育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書</p> <p><u>修了・取下げする場合</u> 育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書</p> <p>提出期限：<u>年度選考</u> 令和6年12月27日(金)17:30まで（土・日・祝日・休日を除く）</p> <p><u>毎月選考</u> 適用希望月の前々月末の開庁日 17:30まで（土・日・祝日・休日を除く）</p> <p>提出方法：こども園課窓口へ提出（持参） ※窓口で直接内容について説明・確認させていただきたいので、ご持参にて提出をお願いします。 ※同意書は保護者全員（父・母）の署名が必要です。</p>	 <small>市HP「保育所のページ」の「その他の各種様式」欄からダウンロード可能です</small>
--	--

### (5) 内定後の転園申請の取扱い

内定後の転園申請については、以下のとおり取り扱います。

	転園希望が可能な月	申請時期
①きょうだいと別施設に内定した場合	きょうだい 在園・内定施設に限り 入所月の翌月	認定こども園・保育所の内定者： <u>内定後</u> 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
②市内施設に内定した場合（①を除く）	翌年度（令和8年4月以降）	認定こども園・保育所の内定者： <u>入所後</u> 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
③他市施設に内定した場合（広域入所の場合）	入所月の翌月	<u>内定後</u> 随時